

---

◎意見書案第 5号 規則改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第24、意見書案第5号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 意見書案第5号、提出者、賛成者は記載のとおりであります。規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）。標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）。

5月23日に政府の規制改革会議は農業改革に関する意見を発表しましたが、今後与党との協議を踏まえ6月中旬に最終的な取りまとめを行い農林水産業・地域の活力創造プランの改定に反映させる予定となっている。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は地域農業の姿大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては農業者、地域住民、国民生活に大きな影響が懸念される。このことから規制改革会議意見書の農林水産業・地域の活力創造プラン改定の反映に当たり下記のとおり要望する。

記、農林水産業・地域の活力創造プラン改定に当たっては、真に農業者の所得向上・地域生活インフラの工事高維持向上・国民に対する食料供給にも安定確保・農地の適正利用に資する観点から規制改革会議の意見書取り扱うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました但本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は現場の農家のための農協、全国組織であるべきだと思っています。それで今お話ありました農業協同組合制度の見直しについては農業者・地域住民・国民生活に大きな影響がある、懸念がある。ここで私はこれについて提出者と議論するつもりはありません。それぞれの見解がありますのでそれは別な機会にしますけれども、1点だけ伺います。

全国農業中央会の解散そういうこともうたわれましたけれども新聞報道どおりです。ということはそれに合わせて農協の組織のあり方について、このご意見を議論するときに農協の中央会のあり方も含めて議論されたのかどうか。その辺だけ伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 意見書に書かれております農業改革に関する意見、こちらのほうの大きな3つの柱というのが先ほど前田議員がいわれた中央会に対する文言も記載されております。1は農業委員会の見直し、2は農地を所有できる法人の見直し、3番といたしまして農業協同組合の見直しとなっております。もちろんその中で中央会の廃止、全国農業協同組合連合会の株式会社化等これ

もこの農業改革に関する意見の中でまとめられております。ただしそれが一般で議論される中では改革をしたほうがいいのではないかという意見が出ていると議会運営委員会の中でも意見が出されてございます。それに対してはどういう考えをするか、この意見書に対してかなり時間をかけてお話をさせていただきました。ただ本意見書の中の記で重要なところになるのが真に農業者の所得向上・地域生活インフラの維持向上・国民に対する食料供給の安定確保・農地の適正利用に資する観点から改革会議の意見書を取りに扱うこととなっております。これを全否定するものではないということの認識、また今回この意見書が苫小牧広域農業協同組合から出されているということ、これは各地域の農業者に一番近い団体から提出されているということの認識を一致を見ましたので議会運営委員会といたしましてはこの意見書の提出に至ったところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は記についても総体的な含みもあると思います。そうすれば私が今いったような上に立っている大きな組織で末端の組織まで影響します。あるいはまた補助金等々の受け方に対する分配もかなり変わってきます。これは現状大きな問題になっています。これは農家の声からも聞いています。

それと今広域農協から出たといっていましたけれども、私は広域農協になったことによって白老町の農協の育種生産体制がどういう形になるかということはここでいいませんが、私とすれば広域農協になったことによって白老町の農業の特性、個性それはなくなったと思っています。そうではなくやはり一つ一つその地域の農協あるいは農協に代わる団体が出るかもわかりませんが、そこが十分に地域あるいは生産者のことを考えた農業をやるべきだと思っています。それによってふるさと、よくいわれている自然環境を守るそういう視点が大事だと思いますのでこれだけは申し伝えておきます。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第5号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、13番、前田博之議員。ほか、賛成。

よって、賛成多数により意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

